

第十号様式（第十六条第四項）

(表)

|      |                 |  |         |
|------|-----------------|--|---------|
|      | 第 年 月 日 交付<br>号 |  |         |
| 職 氏名 | 身 分 証 明 書       | この証明書を携帯する者は、千葉県屋外広告物条例第15条第1項に規定する立入検査を行う職員である。 | 千葉県知事 印 |
|      |                 | 9.0cm  | 6.5cm   |

(裏)

千葉県屋外広告物条例（抄）

（立入検査等）

第十五条 知事は、この条例を施行するため必要な限度において、広告物等を表示し、若しくは設置し、又は管理する者から報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員をして広告物等の存する土地若しくは建物に立ち入り、広告物等を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。